

る食中毒菌や、ウイルスが
検出されず、学校給食が原
因の食中毒であるとは断定
されませんでした。

ただし、稚内保健所から
は、「広く各学校において発
生した状況から、何らかの
共通の原因があったと考え
られる」、また、食中毒で
はなく、「献立中の乾物の水
戻しが不十分であった場合
の消化不良も考えられる」
という説明を受けたところ
です。

教育委員会の対応として
は、検査の結果を待ったため、
4月20日から給食を停止し
ていましたが、稚内保健所
からの説明を受け、5月9
日から10日にかけて、調理従
事者の衛生講習や、施設の
徹底した清掃・消毒を行い、
11日から給食を再開してい
るところです。

給食停止期間中、学校、
児童生徒、保護者の皆さん
に、ご心配やご迷惑をおか
けしましたことを、この場
を借りて、改めてお詫び申
し上げます。

ふるさと納税の状況につ いて

昨年度も、本市のふるさ
と納税「日本のてっぺん心
援基金」については、全国

から多くの寄付が寄せら
れ、昨年度の寄付件数は
13万5千116件、寄付総
額は23億422万3千円と
なりました。

寄付をいただいた皆さん
に感謝を申し上げますと
もに、いただいた寄付金は、
寄付者の意向を尊重しなが
ら、本市が力を入れて取り
組んでいる「子育て支援」や
「地域医療対策」など6つの
分野、さらに本年度の重点
施策である「ゼロカーボン
の推進」や「自治体DXの推
進」に関する事業などの財
源として、活用に向けさせ
ていただいているところで
す。

また、本市では、昨年度
から「企業版ふるさと納税」
についても、寄付の受け付

けを開始しています。



「企業版ふるさと納税寄附金」贈呈式

この制度は、現在、本市
が進めている「まち・ひと・
しごと創生総合戦略」にお
ける、地域再生計画に位置
付けられた事業に対し、そ
の趣旨に賛同する企業の皆
さんからの寄付を活用させ
ていただくものです。

昨年度は、本市が重点
的に取り組んでいる「ゼロ
カーボンの推進」に資する
ため、「エネルギー地産地消
モデル構築事業」、「稚内港
地盤改良事業」に、さらに
は、本市の基幹産業の一つ
である水産業の担い手を育
成するため、宗谷中学校
が行う「産業教育活動施設
の整備に係る事業」に対し、
6法人から1億9千70万円
の寄付をいただきました。
ご支援いただいた企業の
皆さんに、改めて感謝申し
上げ、その期待をしっかりと
受け止めながら、今後も、
多くの企業に応援していただ
けるような取り組みを進
めていきます。

令和4年度6月補正予算

【一般会計】	6億5,369万9千円	追加
【特別会計】	4,497万3千円	追加
【補正総額】	6億9,867万2千円	追加

※一般会計、特別会計、企業会計を合わせた予算総額の前年度同期比は、1.8%の減額となります。

【一般会計補正予算の主な内容】

総務費	3億6,440万4千円
物価高騰対策緊急支援給付金支給事業	
新型コロナウイルスワクチン接種事業	ほか
民生費	5,916万1千円
介護保険事業特別会計繰出事業	ほか
衛生費	499万2千円
地域医療対策推進事業	
商工費	7,280万円
観光活性化促進事業	
港のゆ管理運営事業	ほか
土木費	844万3千円
稚内港活性化事業	ほか
消防費	2,742万円
消防事務組合負担金事業	
教育費	1億1,260万4千円
稚内中学校整備事業	ほか

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金について

- ◎新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを支援するため、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給します。
- ◎令和3年度住民税非課税世帯に対する給付金(家計急変世帯に対する給付金を含む)を受給済みの世帯は、令和4年度住民税非課税世帯に対する給付金の対象外です。
- ◎令和4年度の給付対象となる世帯には、稚内市から給付内容や確認事項を記載した「確認書」を送付しています。内容を確認して、返信用封筒で返送してください。
- ◎給付対象とならない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当(家計急変世帯)となった場合も、給付の対象となる場合があります。(その場合、申請が必要です。詳細は市ホームページをご覧ください。)

稚内市臨時給付金窓口
☎ 23 - 6257

申請はお済みですか 子育て世帯生活支援特別給付金

感染症の影響が長期化する
中、食費等の物価高騰に
直面する低所得者の子育て
世帯を対象に、給付金を支
給しています。

まだ支給を受けていない
方で、要件を満たす方は、
期日までに申請ください。
給付額/対象児童1人につ
き5万円

対象者/次の(1)、(2)の両方
に当てはまる方

- (1)令和4年3月31日時点で
18歳未満(障がい児の場
合は20歳未満)の児童を
養育する方
- ※令和5年2月末までに生
まれる新生児も対象にな
ります。

(2)令和4年度分の住民税
(均等割)が非課税の方
または新型コロナウイルス
感染症の影響を受けて、

※「高校生のみを療育して
いる方」で、市内に対象

令和4年1月以降の家計
が急変し、令和4年度分
の住民税(均等割)が非
課税である方と同様の事
情にあると認められる方

申請手続・支給時期
①令和4年4月分の児童
手当または特別児童扶養
手当(均等割)が非課税の
方は、申請不要です。

②①以外の方(公務員、
高校生のみを養育してい
る方等)で、住民税
(均等割)が非課税の方
は、申請が必要です。稚
内市のウェブサイトまた
は電話等で申請書を取
得し、必要事項を記入の上、
市子ども課へ郵送等で申
請してください。

③「高校生のみを療育して
いる方」で、市内に対象

児童の住民票がある方に
は、申請書および本制度
の概要を送付しています。
③新型コロナウイルス感染
症の影響を受けて令和4
年1月以降の家計が急変
し、令和4年度分の住民
税(均等割)が非課税で
ある方と同様の事情にあ
ると認められる方につ
いては、市子ども課へご連
絡ください。

申請期日
令和5年2月28日(火)

問い合わせ
市子ども課子ども・子育
てグループ
☎ 23・6529
☎ 23・6530